

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和5年3月9日(2023.3.9)

【公開番号】特開2022-181820(P2022-181820A)

【公開日】令和4年12月8日(2022.12.8)

【年通号数】公開公報(特許)2022-226

【出願番号】特願2021-88991(P2021-88991)

【国際特許分類】

H 01 L 23/12(2006.01)

10

H 01 L 25/07(2006.01)

【F I】

H 01 L 23/12 Q

H 01 L 23/12 H

H 01 L 25/04 C

【手続補正書】

【提出日】令和5年3月1日(2023.3.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上下アーム回路(9)を構成する半導体装置であって、

両面に主電極(40D、40S)を有する半導体素子(40)と、

絶縁基材(51、61)と、前記絶縁基材の表面に配置され、前記主電極と電気的に接続された表面金属体(52、62)と、前記絶縁基材の裏面に配置された裏面金属体(53、63)と、を有する基板(50、60)と、を備え、

30

前記表面金属体は、所定方向に延設された第1配線(64)と、前記第1配線とは電位が異なり、前記第1配線との間に所定の間隔を有して前記所定方向に延設された第2配線(65)と、を有し、

前記第1配線と前記第2配線とは、前記所定方向に沿って流れる電流が互いに逆向きであり、

前記第1配線と前記第2配線との間隔が、前記表面金属体の厚み以下である、半導体装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

40

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

ここに開示された半導体装置は、

上下アーム回路(9)を構成する半導体装置であって、

両面に主電極(40D、40S)を有する半導体素子(40)と、

絶縁基材(51、61)と、絶縁基材の表面に配置され、主電極と電気的に接続された表面金属体(52、62)と、絶縁基材の裏面に配置された裏面金属体(53、63)と、を有する基板(50、60)と、を備え、

表面金属体は、所定方向に延設された第1配線(64)と、第1配線とは電位が異なり

50

、第1配線との間に所定の間隔を有して所定方向に延設された第2配線（65）と、を有し、

第1配線と第2配線とは、所定方向に沿って流れる電流が互いに逆向きであり、

第1配線と第2配線との間隔が、表面金属体の厚み以下である。

10

20

30

40

50